

一般社団法人ヤマニシ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ヤマニシと称し、英文では SHADAN-YAMANISHI. と表記する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、一般社団法人の設立と効率的な運営を促進することにより、日本国の社会経済の発達に寄与することをもって、会員の経済的発展など共通の利益を図る活動を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 一般社団法人設立に関する情報の提供事業
- 2 一般社団法人運営に関する情報の提供事業
- 3 一般社団法人に関する会員の研修事業
- 4 その他目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 この法人に、以下の2種類の会員をおく。

- (1) 法人正会員 この法人の趣旨に賛同し、第2項に定める手続きを経て入会した法人
 - (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し賛助するために、第2項に定める手続きを経て入会した者
- 2 会員となるには、社員総会で定める様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、社員総会で定める会員規約に規定する会費を支払う義務を負う。

(退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事情がある場合を除き、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員と

しての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、第15条に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第6条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

第3章 社員

(法人の構成員)

第10条 この法人は、この法人の事業に賛同する者であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第11条 この法人の社員になろうとする者は、社員総会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第12条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は社員総会において定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第13条 社員は社員総会で定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名および社員資格の喪失)

第14条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。その他除名すべき正当な事由があるとき。
 - 2 前項の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 総社員が同意したとき。
 - (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(開催)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 定時社員総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

3 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及び当法人の組織、運営その他当法人に関する一切の事項について決議することができる。

(招集)

第16条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第18条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第21条 当法人に、役員として、3名以上10名以内の理事をおく。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 基金

(基金の拠出)

第27条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第28条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事の過半数の決定により定めるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第29条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事の過半数で決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第8章 解 散

(残余財産の処分)

第33条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第34条 この法人は剰余金の分配を行わない。

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和〇年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第36条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 ○○○○

設立時理事 ○○○○

設立時代表理事 ○○○○

(設立時社員の氏名及び住所)

第37条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 埼玉県○○○○

設立時社員 ○○○○

住 所 神奈川県○○○○

設立時社員 ○○○○

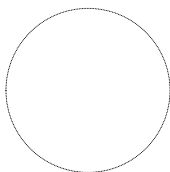
(法令の準拠)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ヤマニシ設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和〇年〇月〇日

設立時社員 ○○○○



設立時社員 ○○○○

